

参加者等への事前周知のお願い

(令和3年7月1日から令和3年8月31日まで)

・参加者には次の注意事項を事前に周知してください。

① 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせてください。

利用日に、別紙、施設利用時の確認事項書をご提出いただきます。

ア 体調がよくない場合 (例: 発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)

イ 高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方

ウ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

エ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と

されている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある

場合

② マスクを持参してください (受付時や着替え時等のスポーツを行っ

ていないときや、会話をする際にはマスクを着用してください)。

③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施してください。

④ 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離 (できるだけ2 m以上)

を確保してください。(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。)

⑤ 利用中に大きな声で会話、応援等をしないでください。

⑥ 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管

理者の指示に従ってください。

⑦ 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合

は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告

してください。

- ⑧ 各自で使用されるスポーツ用具は、ご持参ください。
- ⑨ 県外からの利用者の皆様へ(甲賀市、山城村、笠置町、山添村を除く)
「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』
ver.12」に基づき、県外からの施設のご利用については、下記のとおり
お願いいたします。
- (1) 緊急事態宣言が発出されている都道府県や、まん延防止等重点措
置及び飲食店等への営業時間短縮等の要請がなされているエリアに
お住まいの方については、生活の維持に必要な場合を除き三重県へ
の移動の自粛についてご協力をお願いします。
- (2) その他の地域にお住まいの方についても、お住まいの都道府県の
移動に関する方針等にご留意いただき、今、施設の利用の必要があ
るか、延期ができないか、一度立ち止まって考え、感染拡大防止の
観点から可能な限り移動を控えてください。
- ⑩ ワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する効果があ
りますが、ワクチンを接種された方についても、発症せずに感染
を広げる可能性もあるため、引き続き感染防止対策の徹底をお願い
いたします。
- ⑪ 感染力が強いとされる変異株が次々と確認される中、密閉、密集、
密接の重なる「三つの『密』」の場面だけでなく、密閉空間・密集
場所・密接場面のいずれか1つでも当てはまる場面は回避するとと
もに、人と人との一定の距離を確保(2m程度)することが重要で
す。
- ⑫ なお、夏季においては、屋外で気温が高い場合は、人との間隔を2

m以上とりマスクを外す、屋内では エアコンを使用しながら窓開放や換気扇の使用による換気を行うなど、熱中症に注意をお願いします。